「裁判所における手続の迅速化促進方策」のイメージ

《審理期間の目標》

民事・刑事の訴訟手続について2年以内に第一審における手続を終局させる 裁判所における手続全体について期間の短縮を図る

《迅速化の状況についての検証》

《迅速化の担い手の責務》



検証結果の適切な活用



検証結果の国民への明示



迅速化の状況について の最高裁による検証



国の責務

- ・ 裁判所における手続の迅速化の促進に関する施策の策定・実施
- ・ 法制上・財政上の措置等

裁判所・当事者等の責務

・ 裁判所・当事者等は、民事・刑事 の訴訟手続についてできる限り2年以内に 第一審手続を終局させるように努力

など

* 手続を公正・適正で充実したものとするとともに、当事者の権利利益が不当に 侵害されないように留意







《総合的方策の実施》

【制度面】



民事訴訟手続、刑事訴訟 手続等の手続の整備

など

【体制面】

法曹人口の大幅な増加 裁判所・検察庁等の 人的体制の充実 弁護士の体制の整備 など

【運用面】

個別事件における裁 判所・当事者等の取組

など

(注) 具体的な法案については、なお検討中。